

## 茨城県保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)の別紙に定める「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「国ガイドライン」という。)の6に規定する研修実施機関の指定について、指定の手続きその他必要な事項を定めるものとする。

### (研修実施機関の指定要件)

第2条 知事は、次の要件を満たすと認められる場合、研修実施機関として指定することができるものとする。

- (1) 市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体であること。
- (2) 研修事業を適正かつ円滑に実施するための必要な能力及び研修の実施に必要な財政基盤を有するものであること。
- (3) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、事業の収支を明らかにする書類を整備することができること。
- (4) 申請及び実施事業者の役員又は関係者等が、次のいずれにも該当する者ではないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
  - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)
  - ウ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 実施する研修が、次の要件を満たしていること。
  - ア 研修の対象者、内容及び研修時間が、国ガイドラインに沿ったものであること。
  - イ 研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修の内容に関して、十分な知識及び経験を有すると認められる者であること。
- (6) 研修の実施方法に応じ、次の要件を満たしていること。
  - ア 集合研修
    - (ア) 研修会場は茨城県内であること。
    - (イ) 講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ受講者が主体的に知識や技能を修得できるよう、工夫されていること。
    - (ウ) 講義及び演習等を実施するための定員及びクラス数に見合った広さの会場及び必要物品が確保されていること。

(エ) 事業者は、申請内容に添った安全かつ適正な研修の実施を常に確認し、研修の運営に関し適切な判断と指示を行うことができる研修責任者を選定しておくこと。

#### イ e ラーニング

(ア) 受講者が不正行為を行わないよう Web カメラによる本人確認等の必要な不正防止対策がとられていること。

#### (指定の申請)

第3条 研修実施機関として指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、研修実施予定日の2ヶ月前までに、保育士等キャリアアップ研修指定申請書（様式第1号）に次に掲げる資料を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画（様式第2号）
- (2) 研修カリキュラム（様式第3号）
- (3) 講師略歴書、講師就任承諾書（様式第4号－1、様式第4号－2）又はこれに類するもの
- (4) 定款、寄附行為その他の基本約款
- (5) 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）
- (6) 財務諸表、事業報告書（直近1事業年度のもの）
- (7) その他知事が必要と認める書類

#### (指定の通知)

第4条 知事は、申請及び事業の内容を審査し、第2条に規定する研修実施機関の指定要件を満たしていると認められる場合、保育士等キャリアアップ研修指定通知書（様式第5号）により指定を行う。

- 2 知事は、申請の内容が国ガイドライン及びこの要綱に定める要件を満たさないときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、指定しないことができる。
- 3 知事は、前条の規定による指定の申請があったときは、必要に応じて、申請内容について、申請者に対して照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

#### (指定の効力)

第5条 前条の指定は、指定を行った年度のみ効力を有する。

- 2 研修実施機関は、指定を受けた研修を翌年度も実施しようとする場合、研修実施予定日の2ヶ月前までに、保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書（様式第6号）に次に掲げる資料を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画

(2) 研修カリキュラム

(3) 講師略歴書、講師就任承諾書

3 前項の指定内容更新届出書に記載された事業の内容が国ガイドライン及び本要綱に定める要件を満たしていない場合、当該届出書は無効とし、指定の効力はなくなるものとする。

(変更等の届出)

第6条 研修実施機関は、第3条の申請に係る内容を変更しようとするときは、保育士等キャリアアップ研修指定内容変更届書（様式第7号）を提出しなければならない。

2 研修実施機関は、研修を中止したときには、保育士等キャリアアップ研修中止届出書（様式第8号）を10日以内に提出しなければならない。

(廃止の届出)

第7条 指定研修実施機関は、指定を受けている年度の途中で研修事業を廃止しようとする場合は、保育士等キャリアアップ研修事業廃止届出書（様式第9号）によりあらかじめ知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の届出を受理した場合は、指定研修実施機関に通知するものとする。なお、廃止届の受理に伴い、指定の効力はなくなるものとする。

(研修修了の評価)

第8条 研修実施機関は、研修修了者の質の確保を図る観点から、国ガイドラインに基づき、適正に研修修了の評価を行わなければならない。

2 研修の受講において、研修実施機関の指示に従わないなど、態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、研修修了の評価を行わないことができる。

(修了証の交付)

第9条 研修実施機関は、研修終了後速やかに、研修修了者に対し、保育士等キャリアアップ研修修了証（以下修了証という。）（様式第10号）を交付しなければならない。

2 修了証に記載する修了証番号については、「都道府県番号（08）－修了証の発行年（2桁（西暦の下2桁））－研修指定番号（3桁）－通し番号（5桁）」の12桁とし、また、研修指定番号は、研修実施機関の番号（2桁）（指定時に茨城県で決定し、通知する）と研修種別番号（1桁）の3桁の番号とする。なお、研修種別番号は国ガイドライン別添2「修了証番号について」のとおりとする。

3 知事は、研修修了者が、虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、研修の修了を取り消すことができる。

4 研修実施機関は、研修修了者の氏名の変更及び修了書の紛失等の申出があった場合には、修了証の再発行を行うものとする。

(研修修了者名簿の提出)

第 10 条 研修実施機関は、修了証の交付後速やかに、保育士等キャリアアップ研修実績報告書（様式第 11 号－1）及び保育士等キャリアアップ研修実績（様式第 11 号－2）に、研修修了者に係る次の事項を記載した保育士等キャリアアップ研修修了者名簿（様式第 12 号）を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名、生年月日、住所
- (2) 保育士登録番号（保育士の場合に限る。）
- (3) 勤務先施設の名称及び所在市町名（現に保育所等で勤務している者に限る。）
- (4) 修了した研修分野名
- (5) 修了証番号
- (6) 修了年月日
- (7) (1) から (6) までの事項について、他都道府県及び市町村から照会があった場合に情報提供することに係る同意の有無

(個人情報の保護)

第 11 条 研修実施機関は、研修を実施する上で知り得た受講者の秘密の保持に留意し、個人情報の取扱に当たっては、個人の権利利益を侵害するがないよう、適切に管理しなければならない。

(調査及び指導)

第 12 条 知事は、研修実施機関に対し、必要があると認めるときは、事業に関する報告及びこれに係る書類の提出を求めるとともに、実地に検査を行うことができる。

- 2 知事は、研修の実施等に関して、適当でないと認めるときは、研修実施機関に対して改善の指導をおこなうことができる。
- 3 知事は、前項における指導を行ったときは、改善が認められるまで、一時的に研修を中止するよう指示することができる。

(指定の取消し)

第 13 条 知事は、研修実施機関が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 第 2 条に定める要件に適合しなくなったとき
- (2) 指定の申請又は実績報告等において、虚偽の申請又は報告を行ったとき
- (3) 事業を適正に実施する能力が欠けると認められるとき

- (4) 事業の実施に際し、不正な行為があったとき
- (5) 前条第2項に定める改善指導に従わないとき
- (6) その他研修実施機関として不適切と判断されるとき

(その他)

第14条 実施機関は、適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。

- 2 知事は、第4条の指定の通知を行った際には、その旨を県ホームページへの掲載等により、保育所等及び受講対象者に周知を行うものとする。
- 3 研修実施機関は、前項の周知のため県が求める情報の県への提供に協力しなければならない。
- 4 研修実施機関は国ガイドラインの改正があった場合には、その改正内容に合わせて研修内容等の見直しを行うものとする。その際、第3条の申請に係る内容を変更する必要がある場合は、速やかに第6条の変更等の届出をしなければならない。

付 則

この要綱は、令和5年3月28日から適用する。

この要綱は、令和7年2月7日から適用する。